

令和5年

8月農業委員会総会議事録

■日時	2023年（令和5年）8月10日（木）14:30～15:00	反訳：西都
■場所	和泉市役所 本館 5-A会議室	速記株式会社
■出席者 (敬称略) (議席順)	<p>[農業委員] 計(13名)</p> <p>1 西川 文三 2 井阪 武範 3 西辻 達佳 4 飯村 りか 5 紀之定清五郎  6 山口 一美 7 井坂 常典 8 友田 吉春 9 友田 博文 10  11 福本 敏行 12 仲野 充 13 森 忠清 14 岡田 如弘</p> <p>[欠席委員] 計(1名)</p> <p>10 辻林 孝幸</p> <p>[事務局] 計(5名)</p> <p>藤原美津子 富永 利幸 仲野 文三 麓 信也 伊藤 真琴</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について</p> <p>報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和5年8月の農業委員会総会を進めさせていただきます。開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
友田会長	<p>(時節の挨拶)</p> <p>それでは早速ですが、本日の出席者数を事務局から報告願います。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日、委員会に出席されております委員は13名でございます。欠席の旨、連絡のありました委員は、10番、辻林委員でございます。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。それでは、友田会長、引き続きよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>本日は初めての総会ですので、ちょっと私も緊張してますけども、皆さん方もよろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>本日の議事録署名人には、3番西辻達佳委員さん、4番飯村りか委員さん、御両名をお願いいたします。</p> <p>(両委員の承諾あり)</p> <p>それでは、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>8月委員会議事日程、議案第1号から議案第3号、報告第1号から報告第3号となっておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>議案書2ページをお願いいたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転3件に関する申請を、別表のとおり定めるものいたします。</p> <p>議案第1号、1番、父鬼町の物件につきまして事務局から説明願います。</p> <p>事務局の麓でございます。</p> <p>議案書3ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、父鬼町で、地目は、畑2筆、面積は合わせて1,130㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約400m、徒歩約10分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、耕運機を保有しており、農業従事予定日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「周辺農地に迷惑をかけないように従来どおりの耕作をする。」とのことでした。</p> <p>続きまして、地区担当の福本委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地を確認したところ、タケノコ栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地でタケノコ栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
<p>友田会長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第1号、1番については許可することと決定いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、議案第1号、2番、3番、浦田町の物件につきまして関連があることから一括説明願います。</p> <p>議案書3ページ、2番、3番について関連があることから一括説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、浦田町で、地目は、田2筆、面積は合わせて2,468㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約150mから500m、車で約1分から2分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、トラクターなどを保有しており、農業従事予定日数は150日で、3年</p>

友田会長	<p>3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>続きまして、地区担当の讚岐推進委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地を確認したところ水稻栽培や遊休地となっている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第1号、2番、3番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案書4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画4件を、別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第2号、1番、2番、一条院町の物件につきまして関連があることから一括説明願います。</p>
友田会長	<p>事務局の伊藤でございます。</p> <p>議案書5ページ、1番から2番について関連があることから一括説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は一条院町で、地目は、田5筆、面積は合わせて2,924㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の井阪武範委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認をいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培をすることです。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>

事務局	<p>この件につきまして、異議、意見はございませんか。  (異議なしの声)  ありがとうございます。  異議なしということで、議案第2号、1番、2番については許可することに決定いたします。</p> <p>議案第2号、3番、国分町の物件につきまして事務局から説明願います。  議案書5ページ、3番について説明させていただきます。  物件の所在地は国分町で、地目は、田2筆、面積は合わせて588㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。  続きまして、地区担当の井坂常典委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんでした。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。  この件について、異議、意見はございませんか。  (異議なしの声)  ありがとうございます。  異議なしということで、議案第2号、3番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号、4番、坪井町の物件につきまして、岡田委員が農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により審議が終わるまで退席となります。</p> <p>(岡田委員 退室後)</p>
事務局	<p>4番について、事務局から説明願います。  議案書5ページ、4番について説明させていただきます。  物件の所在地は坪井町で、地目は、畑1筆、面積は3,600㎡のうち2,000㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。  続きまして、地区担当の福本委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、遊休地となっている農地であり、貸し手、借り手に意思確認いたしました。貸し手は貸すことに同意されており、借り手は申請地で野菜栽培をする</p>

友田会長	<p>予定です。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第2号、4番については許可することに決定いたします。</p> <p>(岡田委員 入室)</p> <p>議案書6ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、適格者証明願1件に関する願出を別表のとおり定めるものといたします。</p>
事務局	<p>議案第3号、1番、池田下町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>議案書7ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件は池田下町で、地目は、田3筆、畑3筆、面積は合わせて1,571㎡でございます。</p> <p>被相続人、農業相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、地区担当の山口委員と現地調査を行いましたところ、野菜や果樹栽培されており、営農していく意思を確認いたしました。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>議案第3号、1番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告案件に移ります。</p> <p>議案書8ページ、報告第1号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況1件について、別表のとおり確認しましたので報告いたします。</p> <p>議案書9ページを御参照ください。</p> <p>次に、議案書10ページ、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用3件を専決により受理しました</p>

事務局	<p>ので報告いたします。</p> <p>議案書 11 ページを御参照ください。</p> <p>次に、議案書 12 ページ、報告第 3 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転 3 件を専決により受理しましたので報告いたします。</p> <p>議案書 13 ページを御参照ください。</p> <p>何か御質問ありますか。疑問な点があれば言うて下さいね。</p> <p>なければ、以上で本日の審議は全て終了いたしました。</p> <p>次に報告案件、その他の案件について、事務局から報告を願います。</p>
事務局	<p>その他案件として、お手元に配付している遊休農地パトロールの日程表がございます。</p>
友田会長	<p>遊休農地パトロールの日程表ですが、委員の皆様から御提出いただきました出欠予定確認表を基に作成しています。</p> <p>委員の皆様は 1 回出席されるよう調整しています。</p> <p>日時と集合場所の確認をお願いいたします。</p> <p>当日は事務局の車で、調査地区の地図を基に、現地で農地の利用状況を確認する流れとなりますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>遊休農地の農地パトロールの日程表を事務局で作成いただきました。</p> <p>これについて、何か御質問ありますか。このままでよろしいですか。</p> <p>ないようですので、報告、次をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、その他、御配付させていただいております委員名簿でございますが、調査担当地区等、記載させていただいておりますので、再度御確認いただきますようお願いいたします。</p>
友田会長	<p>また、この名簿につきましては、御住所、お電話番号等が記載しておりますので、取扱いのほうにつきましては十分御注意頂きますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、委員証でございますが、こちらは有効期限が令和 8 年 7 月 19 日までとなっております。</p> <p>調査の際には携帯していただくとともに、有効期限まで大切に保管いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
事務局	<p>委員会名簿については、住所とか電話番号とか載ってるので、その分、注意してくださいね。名前のほうはもう公開でいいんですけども。</p> <p>名札はできてます。</p> <p>事務局、もう報告ないですか。</p>
友田会長	<p>はい、大丈夫です。</p> <p>何か皆さん方で質問がありましたらお受けしたいと思っておりますけど、ございませんか。何でも結構です。</p> <p>なければ、これをもちまして農業委員会総会を終了したいと思います。</p> <p>今日はどうも暑い中、ありがとうございました。またパトロールのほうも、暑い中、よろしくお願いいたします。</p>

閉会時間 15時00分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員